

2023年度(第20期生)
公益財団法人 長谷川留学生奨学財団 奨学生募集要綱

公益財団法人長谷川留学生奨学財団（以下「本財団」という）は、本財団奨学金により都内の大学において勉学・研究を行うアジアからの外国人留学生を募集いたします。

1. 趣旨

本財団の奨学金制度は、東京都内に在住し、都内の大学に在籍するアジアからの留学生に対し、奨学金の援助を行い、より充実した勉学・研究を継続させることにより、国際社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 応募者の資格

- (1) アジア各国からの留学生（国費留学生は対象外）
- (2) 東京都内の私立、国公立大学に在籍し、学長または学部長の推薦を得た者
- (3) 東京都内に居住していること

【注意】受給期間が1年未満の留学生は応募できません。

3. 募集人数 50名程度

2023年4月現在

短期大学2年生、大学生2年生以上、大学院生

4. 支給期間及び支給金額

(1)支給期間

- ①短期大学生 1年間
- ②大学生 2年間(4年次から受給の者は1年間、但し修士課程進学の場合は2年間)
- ③修士課程 2年間(2年次から受給の者は1年間、但し博士課程進学の場合は2年間)
- ④博士課程 2年間(3年次から受給の者は1年間、但し医,歯,獣医学系の者で、3年次から受給の者は2年間、4年次から受給の者は1年間、薬学系で4年課程の者は医,歯,獣医学系の者に準ずる。)

(2)支給金額

- | | |
|-----------|------------|
| ①博士・大学院生 | 月額120,000円 |
| ②大学・短期大学生 | 月額100,000円 |

(3)その他

他奨学金との併給は可とする。

5. 選考

(1)選考方法

- ①推薦内容審査 選考委員会による推薦内容の審査
 ②面接試験 選考委員会による面接試験（勉学への意欲など、人物中心）
 ※実施予定日 2023年1月29日(日)

(2)選考結果

選考結果については、推薦者である各大学の学長または学部長を通じて通知する。

6. 応募手続

奨学生志願者は下記の書類を在籍する大学を通じ、本財団事務局に**2022年11月22日(火)**までに提出のこと。提出された書類は一切返却しない。

1	申請書類（本財団指定用紙）	1通
2	在籍大学の学長または学部長の推薦状（本財団指定用紙）	1通
3	写真(6ヶ月以内撮影、6×4cm上半身・正面・脱帽) ※1枚は申請書に貼付	2枚
4	在籍大学既修成績証明書（評価基準付）※正本 *成績証明書のない大学1年次は認めない。半期の成績証明書は可 *修士課程 博士課程前期の1年次は、大学4年生時の成績証明書 *博士課程 博士課程後期は、大学4年生次と以降(修士課程)の成績証明書	1通
5	出身国最終学歴における成績証明書（コピー可）	1通
6	専攻により研究テーマを有する者はその研究概要書類、資料 *対象者のみ	1部
7	語学検定含む資格等取得している方は、取得証のコピー *対象者のみ	1部

※提出書類は日本語または英語により作成する。

※申請書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、また付属書類が全て揃っていない場合は受理しない。

※「6. 専攻により研究テーマを有する者はその研究概要の書類、資料」について
 研究テーマのタイトルと研究計画、その概要（目的、方法、結果、今後の目標、引用文献等）を必ず提出する。書式はA4縦(上下2cm、左3cm、右2cmの余白、フォント10.5、40行程度)で、図や構造式を含めて1枚とする。

7. 奨学金支給の休止、停止及び廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合、理事会の決定により奨学金の支給を休止、停止又は廃止することがある。

- (1)奨学生が休学又は長期に渡って欠席したときは、奨学金の支給を休止する。
- (2)奨学生の学業又は素行などの状況により、指導上必要があると認めるときは奨学金の支給を停止する。
- (3)奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在籍校推薦者の意見を徴して奨学金の支給を廃止する。
 - ①留年したとき。

- ②傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- ③学業成績又は素行が不良になったとき。
- ④奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- ⑤前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき。

8. 注意事項

- (1)本奨学金は、あくまで奨学生本人の日本における勉学・研究を奨励支援するために支給するものであり、奨学生においては、支給目的に沿わない使い方をしないよう十分心がけること。
- (2)奨学金の受給条件に変化が生じたときは、速やかに届けること。
- (3)奨学生は留学期間中、日本語学習、専門の勉学・研究以外に、日本及び東京に対する理解を深めるように努めなければならない。
- (4)この要綱に記載してある事項について、不明な箇所又は他に疑問があれば本財団に文書で照会のこと。

9. 問合せ先

公益財団法人 長谷川留学生奨学財団 事務局
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-4-14
TEL : 03-5205-7551 FAX : 03-3241-2881
E-mail : office@hasegawa-zaidan.or.jp

<個人情報の利用について>

当財団が奨学事業に関して取得する個人情報は、当財団の奨学生選考、奨学事業に関する業務に限定して使用いたします。ご提示いただく個人情報につきましては、個人情報保護に関する法令・規範および当財団の個人情報保護方針を遵守し、適切に利用管理いたします。

以上